

【よくある質問】

Q 1 「兵庫ゆずりあい駐車場」には、利用証をもっていないと駐車できないのか。

A 1 障害者等のための駐車スペースを基本的には活用していく制度であり、制度導入後も、対象となる方はすべて利用可能です。

しかし、障害者等のための駐車スペースの適正利用を促進するため、対象者は、できるかぎり利用証の交付を受けていただくよう周知を図っていきます。

Q 2 対象者であるが、制度を利用しない(申請しない)者への対応はどうするのか。

A 2 申請に基づき利用証を交付することとしており、申請する、申請しないは本人の判断によります。しかし、障害者等のための駐車スペースの適正利用を促進するため、対象者は、できるかぎり利用証の交付を受けていただくよう周知を図っていきます。

Q 3 「駐車禁止除外指定車標章」で、兵庫ゆずりあい駐車場は利用可能か。

A 3 駐車禁止除外指定車標章の対象者も、歩行困難な方であり、なおかつ、兵庫ゆずりあい駐車場制度の対象者がすべて含まれています。

このことから、兵庫県では道路交通法に基づいて発行される、公道を対象とした「駐車禁止除外指定車標章」で利用可能です。

Q 4 車いすマークやカーパークマークのステッカーなどを貼っていれば、利用証がなくても止められるのか。

A 4 車いすマークのステッカーは、カー用品店などで取り扱われており、誰でも簡単に入手することができます。このため、障害のない方が、市販の車いすマークのステッカーを利用して障害者等のための駐車スペースを利用するなど、全国的にステッカーの悪用が問題となっています。

一方、利用証は、県の制度として障害者手帳などの公的書類等で確認したうえで交付するものです。

対象者は、できるかぎり利用証の交付を受けていただくよう周知を図っていきます。